

事 務 連 絡
令和2年6月29日

事 業 主
様
事務担当者

大阪府建築健康保険組合
業務課 (06-6942-3623)

新型コロナウイルスの影響による休業をおこなった

場合の月額変更届の特例について

夏至の候 貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省通知により、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、ご通知申し上げます。

つきましては、被保険者の皆さまにご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 月額変更届の特例措置の概要

新型コロナウイルスの影響によりまして、以下の①～③の全てに該当する方につきましては、届出により、休業によって報酬が特に著しく低下を生じた月(急減月)に受けた報酬の総額を基礎として、その月の翌月から標準報酬月額を改定できるという特例が設けられました。

- ①急減月に、事業主が休業をさせた者(時間単位の休業を含む。残業の減のみは不可)であること。
- ②急減月に支払われた報酬の総額が、従前と比較して2等級以上低下していること。
- ③特例による改定に本人が同意していること。

注1) 急減月として認められるのは、緊急事態宣言が発せられた令和2年4月から7月となります。

注2) 今回の特例につきましては、固定的賃金の変動がない場合も対象となります。

2. 届出書類

該当者がおられる場合は、当健康保険組合業務課までご連絡ください。追って届書、記入例等をご送付申し上げます。また、給与急減月とその前2ヶ月の計3ヶ月分の賃金台帳・出勤後又はタイムカードの写しをご提出いただきますので、事前にご用意をお願いします。

3. 受付期間

令和3年1月末までに届出されたものが対象となります。

4. 通常の月額変更届と新型コロナウイルスの影響による月額変更届の比較

	通常の月額変更届	今回の特例による月額変更届
固定的賃金の変動	固定的賃金の変動がある場合に限る	固定的賃金の変動なしでも該当(残業減のみは不該当)
2等級以上の差	2等級以上の増減があった場合	2等級以上の減
標準報酬月額改定のタイミング	固定的賃金の変動があった月から4ヵ月目(4月に変動があった場合、4～6月の報酬の平均によって、7月から改定)	報酬が急減した月の翌月(4月に報酬の急減があった場合、4月の報酬によって5月から改定)
支払基礎日数	17日以上	休業命令の期間中は、勤務日として取り扱ったうえで17日以上。また、急減月の前2ヶ月も17日以上

5. 注意事項

- 届出につきましては、被保険者1名につき1回のみとなります。給与の急減月が連続しても、複数回の手続することはできません。
- 届出後に、届出内容の変更や撤回はできません。
- 特例での標準報酬改定を7月または8月に受けた場合、休業状態から通常勤務に戻った月から3ヶ月の報酬の平均が、特例での標準報酬改定後の標準報酬月額より2等級以上増加する場合は、固定的賃金の変動の有無に関わらず、月額変更届の提出が必要です。

6. その他

- 健康保険組合と年金機構それぞれに届出が必要となります。年金機構への提出書類につきましては、年金機構のHPより取得の上、それぞれにご提出ください。
- ご不明な点につきましては、当健康保険組合業務課までお尋ねください。